

きぶのさと

NO.112 月刊

○ 収倉の宿場 (その二)

収倉の宿場も明治維新となり新政府が樹立し益友遊量は増し、これに伴う全国的に諸物価の暴騰は著しく、人馬の使役にも影響をきたしたので明治元年三月に増賃銀改正の願書と其筋へ提出した。その結果同年の四月から翌二年三月の一年間暫定的に認可されたが依然として物価の安定は見られず、益役夫の生活は苦しくなる一方なので更に引続い許可延長になつたのである。その覚書は

覚

一、近年別而通行繁其上物価上騰に付人馬雇賃等多分の典内相掛難波罷在候段續出候に付昨辰三月増賃銀之奉歎候處則昨四月より己四月迄一ヶ年の間六倍五割増御免被仰付宿方一編相統候處今年に至り候而者益諸色上騰に相成困窮仕候段願出奉歎願候處今般取連御役所より御附紙を以追而御規則相立諸街衛共御布告相成候道者元賃銀之上六倍五割増請取之可申段被仰渡候間此段相心得人馬縫立無遅滞指出可申者也

明治二己巳年四月(一八六九)

庭瀬役場

庭瀬 藩印

○ 庭瀬藩の旅費規程にツいて 従庭瀬 東京迄旅用 定

- 一、金拾五兩 用意金
- 一、金参兩貳歩 旅に被下
- 一、金四兩貳歩 川々用心金
- 一、金参拾六兩貳歩一朱と錢百六文 人足六人但し西掛貳荷 笠籠 一荷
- 一、金貳拾四兩壹歩二朱と錢六拾八文 切棒四人 駕賃錢
- 一、金六兩壹朱と錢三百拾四文 若党兩人荷物代但し一人金三兩ト錢四百六拾七文
- 一、金貳兩ト錢貳百九拾五文 草り取荷物代 金拾貳兩三歩 上下三人旅籠代十七泊り一泊一歩ツツ
- 一、金三兩三朱 草り取一人旅籠代十七泊り 三朱ツツ
- 一、金六兩三歩 上下四人十八昼作多代但し一人一昼壹朱ト貳文貳分五厘
- 一、金壹兩 若党兩人旅被下四人わらじ代 若党一人一歩ツツ
- × 金壹百拾六兩壹歩三朱と錢七百七拾八文

但し帰り用意金除く立寄りハ帰り旅被下但し若党一人御連無之節は旅用金被下の内に一人分半方被下金四兩三歩貳朱錢百六拾八文 但し惣メ金の内に右半方引渡シ

外に東京御出立の節は於彼地に渡シ 錢 三拾七貫五百文 人足拾人 呂川迄付出し賃

- × 上士族
- 一、金七兩 用意金
- 一、金貳兩 旅被下
- 一、金貳兩二歩 川々用心金
- 一、金四拾貳兩二歩二朱と錢四百三十文 駕籠人足 三人西掛二荷四人都合七人賃
- 一、金三兩ト錢四百四十七文 若党一人 荷物代
- 一、金貳兩ト錢貳百九拾五文 草り取 荷物代
- 一、金貳歩 若党草り取江兩人わらじ代

第十一輯 雜誌集 第九号
 昭和四十二年十月一日 発行
 岡山県津和野町吉備町三三五 宇垣方
 岡山県津和野町吉備町
 庭瀬 大黒天大坊
 則武 日榮

- 一、金貳歩 若党 志人 旅被下
- 一、金八兩二歩 上下二人十七泊り旅籠代
- 一、金三兩三朱 菓子取十七泊 旅籠代
- 一、金五兩壹朱 上下三人十八昼年当代志人一朱ト式文式分五厘

×七拾六兩三歩三朱ト銭壹貫百七拾六文
但シ帰り用意金除く立滞りの節旅被下
無之外東京出立之節於彼地ニ渡す

銭貳拾六貫貳百四拾四文

人足七人品川迄付出賃

× 中 士族

- 一、金四兩 用意金
- 一、金壹歩或朱 旅被下
- 一、金壹兩貳歩 川々用心金
- 一、金貳拾四兩壹歩三朱ト銭六拾八文
人足四人 荷物代
- 一、金貳兩ト銭貳百九拾五文 菓子取 荷物代
- 一、金壹歩 右わらじ代
- 一、金四兩壹歩 十七泊 旅籠代
- 一、金三兩三朱 十七泊 菓子取分

- 一、金三歩 用意金
- 一、金三歩 川々用心金
- 一、金三兩 持荷物 被下
- 一、金三兩三朱 十七泊 旅籠代
- 一、金壹兩三歩三朱 十八昼年当代
- 一、金壹歩 右わらじ代
- × 金九兩貳歩三朱

但シ立滞りの節用意金無之

以上

冒頭に東京とあるのを、明治二年に若黨が
坂崎を朝廷に奉還し、都を京都より徳川幕
府のあつた江戸へ移し、東京と改められた
新政府直后のものである。

庭瀬から東京まで百八十里ト七百料あまり
の旅程にして、十七泊りの予定であるから
一日の行程は十里平均の道法りになる。し
たれ大井川 天龍川 富士川などの大川に
は架橋がなく、出水時には川止めとなつた
場合の用意金、宿泊料ト旅籠代ト食事代
履物の損傷代、或は人足を連れた道中の旅
費は身分の差によつて十一級の段階に區別

- 一、金三兩壹歩三朱

上下二人十八昼 并当代

×金四拾四兩壹歩三朱ト銭三百六拾七文
但シ書前ニ準ず

外ニ東京出立の節於彼地ニ渡す

銭拾五貫文 但シ菓子取右ニ準ず

× 下 士族

- 一、金壹兩二歩 用意金
- 一、金貳歩三朱 旅 被下
- 一、金三歩 川々用心金
- 一、金拾貳兩三朱ト銭四拾四文
人足三人 荷物代
- 一、金四兩壹歩 十七泊り旅籠代
- 一、金壹兩貳歩三朱 十八昼年当代
- 一、金壹歩 右わらじ代
- × 金拾陸兩壹歩三朱ト銭四拾四文
但シ書前ニ準ず
- 外ニ東京出立の節人足賃 前 同断
- × 仲間御用向にて志人旅 東京江罷出以
節 後方

され入った。ここに供人七人を連れた上
士族に属する人の旅費は総計七拾六兩三
歩三朱、壹貫百七拾六文となつてゐる。
これを現在の価格に換算すると驚くた
か此実に百六七十万円程度になる。仲間
「ちやうげんと詰み、侍と小者の間に召
はへるもの」が東京へ出向する旅費でも
概算拾九万円にもなる勘定となる。

レカレ現在の交通機関は飛行機、汽車
自動車と著しく発達し、在阪駅から汽車
を旅行する場合、所要時間はざつと十三
時間、運賃約五千円。新幹線を利用すれ
ば約七時間、運賃約七千円を要する。こ
れに年当代ニ食分とレ三三百円と見積り
驚くべき旅費の節約と所要時間の短縮で
東京へ達する便利な御時世になつたが限
度を越えた交通網は多量に悲惨な災禍を
招き人命の危険を生じてきた。
レカレ昔の旅行はこうした交通事故は起
らないが、道中が長いだけに風雨の外、

思ひぬ天災にも遭いまた不逞の馬子や富饒果は旅人の弱さをみて意外な運賃を強要する
 こともあつた。また道別に襲われ殺にせられたり場合によつては生命を失うことさえあ
 つた。そこで永い旅に出るものは生死をかけていったので家族は揃つて水盃をくみ交われ
 涙を流して道中の平安を祈つたものである。

○道祖神

家族は旅へ送り出した後には、神棚に供献合掌して道祖の神を祭祀するものである。
 道祖神というは(鞠皇金書)に太古中国の黄帝の子に相譲という人があつた一つに名
 は夏祖という。遠く遊ぶことを好む、ついに旅行の道に死す。後ちに遠く行くものある
 は則ち祖を祭る。故に夏祖を以て遠く旅する人の神とあがめ祝福を祈る。故に此を
 祖道の神というし。とある。後ちの世に道中の安全の神として村々の境とか、峠の頂き
 などに護みやすいように文字を習得して道祖神と刻んだ石碑をたてる習しになつた。そこ
 め村から旅に出る人を村境まで見送り前途の平安をこの道祖神に祈るものである。
 いままでいへば遠くの取や自動車の停泊所まで見送るのと同じ行動である。こうした意味
 で送別の宴を祖道というのも此から起つたのである。

黄帝というは姓は轩辕、名は軒轅といひ、四十年に遂る中国の皇帝にしてこの時代に
 われわれの日常生活に繋る基礎の祭儀をなしたといわれる。黄帝以前は我國の日本書記
 と同じく神話的に記述してゐるので、司馬遷という人が正確な史記をつくる上に、この
 黄帝をその始めとしてゐるのである。北斗の指す處を観測して一占うし十干十二支一甲
 子しを定めて曆「こよみし」を造り、算数を作り竹を取つて六律六呂(十二律)の音律
 の基となる管をつくり(管)また銅を鑄つて鼎(かなへ)をつくつた。黄帝はまた大い
 に武力を用いて國々を平定し、支那統一の基礎を建てたのである。

革命から十七年四百三十二年にして殷時代になる。この時代がどつと三千年の昔で、複
 雑な社会に終り變つていくのである。

× 通貨の種類について

種 類	貨 金			貨 銀 (丁銀、豆粒銀とも)		
	大判	小判	一分金	二米金	五匁	十二倍 (六十匁位)
一両に換算	十兩	一兩	四枚	八枚		
換 算			一分(歩)は一兩の十分の一にして銀の十五匁にあたる	一朱は一兩の十分の一にして一朱は銀の三匁七分五厘にあたる		
			一匁文は一貫に當る、現在一匁は五円十匁となる			
			天保通宝は百文に當る			
米	一石(二五匁)					
銭 (銅貨、鉄貨とも)	百文銭	二文銭	一文銭			
	四拾枚	二千枚	四千枚			

江戸時代は一兩に對し米一石の定標準であつたが、幕
 末以來変動が激しくなり現在概算一石八千四兩二匁
 位になる
 の金額に換算すれば

慶長小判、大判、元禄小判、享保小判、天保小判、安政小判などがある。金貨率によ
 り価値も下がつてゐる。江戸時代の通貨は大體四進法により複雑であるが、現在は厘

銭、田ノ單位による十進法である。

○足守川（その二）

足守川は昔から平素は水量が少なく渡渉する程度であるが、雨期になると水かさが増し時には堤防が決壊して人畜に被害を及ぼしたこともある。天正十年の高松城水攻には羽柴秀吉がその部將黒田官兵衛孝高の献策をとつて雨期を利用して足守川の流氷を堰止めて城の周囲に注ぎ百八十餘町歩の一大湖沼と化せしめたことは有名な話である。

其右この足守川も藩政時代になつて増水の時は通航に利用されたことが、寛政九年（一七九七）の文獻に残つてゐる。しかしこれは一般の物資の輸送ではなく足守藩が大阪積出レの歳米に限らぬいたのである。その記録によると

足守藩米輸送書

当領元ノ五ヶ村より延交の内井手共道大阪為登米極川大橋川筋積下り候通航新規の儀故御渡申入の事

当領大阪為登米近友村の内井手共道人馬にて持出し候處殊の外賃銀多分相掛り致難波候に付積下り候得者多分勝手に行き御銘々江掛者共より及御相談候處通航の致方御相談申候趣き元の通り

一、川筋波戸を橋へ又は中川へお儀材木等を入堰切なと付候事一向不仕此迄の有婆にて通レ申候事

一、仕懸水を以て通航不致大雨の節出水を以て通レ可申候事

一、此度通航に付き外方より商売荷等積下り候様に罷成候へば際限無之様相成候段被仰間至極御最に存候間用水中際出水の節積下り申候ニ付此方より鬼廻

人附置き可申候様に通航致し又は材木筏等下り候事御見当り候へば其者の名前所を御知し此方へ御知らせ可被成候早速多領より請引致し已後相止め候様致レ可申候勿論此度及御相談候村々にて歳米積下り候歸航に肥等積上げ候儀者御承知に候商売荷計り往來仕候儀者致間致し尤も積下り候航々者鑑札相渡候間御加印可被下候鑑札無之航程に通航致間致候事

一、極川大橋川末御飲料懸水落ニテ水門尻へ通航の動にて土砂落下り候様及御見被成候へば早速御知可被下候懸水落致障は勿論の儀下御飲料古米よりの通航差支に相成候へば其場所掘浚其上通航の儀は新規に在之候間早速通相止め可申事

一、此度通航致候水尾筋大橋川末字半役にて候中洲延交村ノ内井手共道江見通レに堰割通航致レ沃所懸水落水門尻水尾筋と一所に相成らざる様掘浚通り可致事

一、大橋川筋水尾掘浚へ候土砂水中の少も差置不申左右堤へ各々等分に持場可申尤も掘浚候節は御案内可申候間御見分可被下候事

一、去る安永六酉年当領分より通航御頼み申ニ付御承知の處其右安永九子年右川筋御領新庄下村より亮荷致通航候ニ付板倉宿より差障り及争論倉敷御役所にて御礼御座候節決所組の儀は当領通航御得心被成罷在候故引合ニ相成り数日御召出シ在之入用多分に相懸り御迷惑被成候由承知致し候此度更に御談中通航御得心被下候上は萬一已未右膝の引合在之何方御出張御入用相懸候共決所御組合御難儀不相成様御相談可申候右ヶ條書の通り御約諾の上は少も相違無御座候後証の爲め依而連印一札如件

寛政九年己酉七月

水下法路守領分（足守藩主）

賀陽郡溝手村窪木村長良村高塚村足守村

右五ヶ村惣代 同郡窪木村 庄屋 岡 六平治
右 同 溝手村 庄屋 惣次郎
大庄屋 長良村老畑源五右衛門

野口辰之助様御代官所

都宇郡下庄村 庄屋 儀平太殿
同村 庄屋 直平治殿
栗坂村 庄屋 次郎殿
徳若村 庄屋 左傳次殿

野口辰之助は天領倉敷代官にして寛政二年に赴任レ八年間在任レ、寛政十年に柘植又左衛門と交替したレ

以上

又面によると通紙の條件として川渡が行われいた。現に加茂附近には昔から絶えず渡漂された土砂が堆積して小丘をなしているのを見る。流瓜の野立所跡の高地などはその主なる遺物である。

○ 道路改修碑

吉備所領所と高松所新邸の境界をなしている用水路に沿うた所道の傍にある。縦二四五煙、横二九〇煙の敷地を劃し、その上に長さ一九〇煙の自然石を横たえ、それ

に高さ一四四煙、横九五煙の正石を置いた。表面を平うに削り上部に篆書にて横に「御大典記念」の五字を劃み、その下に楷書にて元の碑文を縦に彫り込んでいる。

御大典記念修道路碑

元村社御崎神社氏子相謀為

今上陛下御大典記念、以元同神社基本財産改修道路、昭和三年五月十六日議決之、今年十二月一日起工、自新屋敷(新邸)地藏堂至南、自納所西北溝至西、自日畑郷之溝植至東、総延長二百九十間(四六七米)氏子一同日々以無酬従事、土工、勤勉努力、遂昭和六年二月十五日落成、此経費道路敷地買上代七百四拾四円、材料代百六拾拾五円、雜費百六拾五円、合計金千七拾拾五円也、後此白被編入于町村道當時氏子新屋敷十戸、納所二十戸、日畑十四戸、鑄貞珉、以于後世云

昭和六年十一月建之

平松 直次書

もと納所から新屋敷、日畑へ通ずる道路は納所部落から北へ直ぐにいつて用水路に架けてある石橋を渡り御崎神社の南側を廻つて往來して来たが、交通不便のため氏子の協力で改修した。もとは年々埋れていく用水路の土砂を川渡して堆積レ丘となつてゐる上を僅かに人の通れる程度の農道があつたのである。

(おわり) この項未完

健康で飲んで 毎日の健康

吉備局電六三〇八番

難波牧場

有線 二六一二番

町友 吉備 延

裳衣礼智御 一切其他

御気樂に御相談下さい

中瀬貸衣裳店

吉備局電五五四番 有線 七一〇番

町新川撫下町吉備